

第16回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月30日（火）午後2時15分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 16名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明	3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 1名

4	吉田 洋一
---	-------

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第41号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案第42号	農地法第3条第1項の規定による許可について
日程第4	議案第43号	農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について
日程第5	議案第44号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 吉田局長、豊吉係長

7. 閉会時間 午後3時00分

8. 会議の概要

議長	ただ今の出席委員は16名であります。
----	--------------------

<p>吉田局長</p>	<p>定足数に達しておりますので、第16回、大樹町農業委員会、総会を開きます 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、16番・岩 岡栄一委員、17番・原口武実委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p> <p>それでは、10月29日開催の第15回総会以降に行われました業務等につきまして 報告致します。</p> <p>1の会議関係では、11月2日に、農地利用状況調査(農地パトロール)を実施 し、竹内農地委員長以下、委員17名など計22名で実施しております。</p> <p>同じく11月2日には、第4班吉田義明班長以下委員6名と穀内会長において、 ■地区の農地につきまして、賃貸借のあっせん会議を行っております。</p> <p>11月18日には、第2班富倉班長以下委員5名と穀内会長において、■地区の 農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。</p> <p>賃貸借あっせん、売買あっせんともに成立し、今月以降の総会にて、順次、 ご審議いただく予定です。</p> <p>次に2番「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」 でございます。</p> <p>今月の報告対象となる法人がないことから件数は0件となっております。</p> <p>先月以前までの未報告の法人は2件となっており、来月早々に通知や電話 で確認し、解消を図りたいと考えております。</p> <p>次に3番、農地適格法人資格審査についてでございますが、■地区の個人経 営の農業者が法人化し、所有する農地をその新規法人に使用貸借するため、農 地法第3条第1項の許可申請がございました。</p> <p>農地法第3条第1項の許可については、この後議案にて、皆様にご審議いた だきますが、農地所有適格法人の要件を満たしているかの審査については、借 主が新規の法人の場合で経営者が町内で以前より農業を営む者である場合、事 務局が総会前に行うことと定まっておりますので、過日、確認を行っております。</p> <p>許可申請書及び関係する附属書類により審査した結果、対象の■は、法人形 態、事業計画、議決権、役員要件すべてにおいて、農地保有適格法人の要件</p>
-------------	---

<p>議長</p>	<p>をすでに満たしているか又は満たすための事業計画となっていると判断しました。</p> <p>詳細は添付している資料2のとおりとなっておりますので、お目通し願います。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第41号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番及び2番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
<p>吉田局長</p>	<p>それでは、議案第41号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地法第18条の規定では、農地等の賃貸借の解除等の制限を定めております農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。</p> <p>ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明らかの場合と規定されております。</p> <p>今回、この例外規定の合意解約2件の通知がございました。</p> <p>つきまして、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしく願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉係長</p>	<p>議案第41号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について説明させていただきます。</p>

<p>議長</p>	<p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p> <p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第41号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番及び2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第42号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
<p>吉田局長</p>	<p>それでは、議案第42号「農地法第3条第1項の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業員会で判断し、申請内容の可否について審議いただくものであります。</p> <p>今回審議いただく案件は所有権移転と使用貸借の各1件、計2件となっております。</p> <p>その内、申請番号2番につきましては、業務報告にて、説明しました個人経営の農業者が新規法人を立ち上げ、その法人に農地を使用貸借する案件となっております。</p>

<p>議長</p>	<p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>説明がおわりました。</p> <p>「暫時休憩いたします。」</p> <p>(■退席)</p> <p>「再開致します。」</p> <p>■が、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるため、議事進行が変わります。</p> <p>それでは申請番号1番の件を議題とします。内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉係長</p>	<p>議案第42号、農地法第3条第1項の規定による許可について説明させていただきます。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>別紙であります、農地法第3条調査書を添付しております。</p> <p>本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p> <p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>■地区担当委員、金曾浩文委員から報告願います。</p>
<p>金曾委員</p>	<p>譲受人の希望による所有権移転の案件になります。</p> <p>現在、譲受人は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基</p>

<p>議長</p>	<p>本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第42号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>「暫時休憩いたします。」</p> <p>(■着席)</p> <p>「再開致します。」</p>
<p>豊吉係長</p>	<p>次に、議案第42号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号2番の件を議題といたします。</p> <p>内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号2番、法人化による、使用貸借による案件です。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>別紙ではありますが、農地法第3条調査書を添付しております。</p> <p>本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p> <p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>■地区担当・岩岡栄一委員から報告願います。</p>
岩岡委員	<p>借主の法人化による使用貸借の案件になります。</p> <p>現在、借主は法人化に伴い、経営規模拡大を目指しており、農地の全てを有効に活用できると見込まれます。</p> <p>また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第42号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第43号、「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」申請番号1番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、議案第43号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第16条では、市町村の農業委員会は、農地の所有者から所有権の移転の申出があり、あっせん等により新たな所有者を求めたが、</p>

	<p>その新たな所有者を探すのが困難な場合であって、農地利用の集積を図るため、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、市町村長に対し、買入協議の要請ができると規定されています。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は1件でございます。</p> <p>本案件につきましては、農地の所有者からあっせんの希望を受け、地域に買い手となる農業者がおり、10月19日にあっせん会議を開催しましたが、買い手となる農業者から、資金面の都合上、5年後に取得したい旨の意向があり、農地中間管理機構である北海道農業公社が一時的に取得する農地保有合理化事業で進めることとし、農業委員会から大樹町へ買入協議の要請を行うものであります。</p> <p>つきまして、買入協議の要否につきまして、審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>議案第43号、農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について説明させていただきます。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>なお、次ページには、位置図を添付してありますのでご覧ください。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第43号、「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議の要請について」申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第5、議案第44号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」1番から10番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を提案説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した農地利利用集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は10件でございます。</p> <p>内訳は、売買1件、賃貸借で新規6件、更新が2件、使用貸借の更新1件となっております。</p> <p>その内、申請番号8番から10番の賃貸借につきましては、貸し手の特殊な事情もあり、農地利利用集積計画の公告日を本総会に諮る以前の11月5日とし、公告手続きを行っている案件となります。</p> <p>それ以外の申請番号1番から7番までは、公告日を総会後の本日11月30日とするものであります。</p> <p>つきましては、申請の可否及び総会前の公告手続きの承認について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
吉田局長	<p>それでは、議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を提案説明申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>議案44号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の計画の決定について説明させていただきます。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>申請番号1番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社の買い受けのため、地域調整報告を省略します。</p>

	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第44号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号2番の審議にあたり、■は、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>「暫時休憩いたします。」</p> <p>■ ～ 退席</p> <p>「再開致します。」</p> <p>それでは、申請番号2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>豊吉係長 申請番号2番は、賃貸借の新規案件となります。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議長 内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、あっせん班より地域調整報告を求めます。</p> <p>第4班・班長、吉田義明委員から報告願います。</p> <p>吉田(義)委員 申請番号2番につきましては、農地売買あっせんの申出がありました、■氏の所有する農地を、8月21日にあっせん会議を行いました。一部の農地で売買不成立という結果となりました。</p> <p>後日、■氏と■氏、農業委員、事務局を含めた話し合いを行い、両名とも賃</p>
--	--

<p>議長</p>	<p>貸借で合意し、価格は、10アール当たり■円で決定しました。 ご審議のほどお願いいたします。</p> <p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第44号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>はい、片岡文洋委員</p>
<p>片岡委員</p>	<p>字■の地目が山林になっていますが、現況は畑となっているのは現地調査で変更した後に売買されたのでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局説明お願いします。</p>
<p>吉田局長</p>	<p>■に付随し、隣接の山林が畑になっておりまして、その部分の面積を貸付けております。</p> <p>また、あっせん価格も安いと思われませんが、畑とされていた土地が雑木など生えており、原野のような荒地になっておりましたので、その部分で単価も下げて手続きを行いました。</p>
<p>片岡委員</p>	<p>現況は畑ですが、地目は山林のままで手続きを行うということなのでしょうか。これは地目も畑にしたほうがよかったですのではないかと。</p>
<p>吉田局長</p>	<p>登記上の地目は山林ですが、登記地目を畑に変えるのは、所有者の状況もあります、また今現在は耕作していない状況が見受けられますが、■氏が原野を畑にしたいという希望もあり、今後畑となれば農業委員会として地目変更を行いたいと考えております。</p>
<p>片岡委員</p>	<p>やはり耕作してないのなら、山林として考えたほうがよかったですのではないかと。</p>

<p>吉田局長</p>	<p>か。</p> <p>このような案件は他にもありまして、山林の一部が畑となっている所は、かなりございます。畑の部分を分筆し、畑として登記することは可能ですが、これは所有者が金銭的な負担を伴います。過去にも、こういった事例では農業委員会としての対応は、山林の一部が畑であっても畑として管理し、この件に関しても同様な手法で行っていきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>片岡委員よろしいですか</p> <p>それでは、あらためて議案第44号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>「暫時休憩いたします。」</p> <p>■ ～ 着席</p> <p>「再開致します。」</p>
<p>豊吉係長</p>	<p>次に、申請番号3番から7番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号3番から4番は、賃貸借の新規案件になっております。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>申請番号5番から7番は、賃貸借と使用貸借の更新となっております。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に地区担当委員より地域調整報告を求めます。申請番号3番について、■ 地区担当 原口武実委員より報告願います。</p>

原口委員	<p>申請番号3番につきまして、農用地利用集積の申出があったため、■地区に周知し、■としました。</p> <p>賃貸借期間は、8年と1カ月とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	次に申請番号4番について、■地区担当 向井良治委員より報告願います
向井委員	<p>申請番号4番につきまして、農用地利用集積の申出があったため、■地区に周知し、■としました。</p> <p>賃貸借期間は、4年と1カ月とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>地区担当委員より報告が終わりました。</p> <p>なお、申請番号5番から7番は、賃貸借や使用貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第44号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号3番から7番の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号8番から10番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	8番から10番はあっせんによる賃借権の新規案件です。

<p>議長</p>	<p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、各担当委員より地域調整報告を求めます。</p> <p>申請番号8番及び9番について、あっせん班 第4班班長 吉田義明委員より報告願います。</p>
<p>吉田(義)委員</p>	<p>申請番号8番につきまして、貸主から、賃貸借あっせんの申出があったため、■地区の農事組合を通じ、■としました。</p> <p>賃借期間は5年、賃借料につきましては、現地調査を行い、周辺地域の価格などを参考に、10アールあたり、■円に決定し、両者から了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。申請番号9番につきまして</p> <p>貸主から、賃貸借のあっせん申出があったため、■地区の農事組合を通じ、■としました。</p> <p>賃借期間は5年、賃借料につきましては、現地調査を行い、周辺地域の価格などを参考に、10アールあたり、■円に決定し、両者から、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p> <p>金曾委員</p>	<p>次に申請番号10番について、■地区担当 金曾浩文委員より報告願います。</p> <p>申請番号10番につきまして、貸主から賃貸借のあっせん申出があったため、農事組合を通じ、■氏としました。</p> <p>賃借期間は5年、賃借料につきましては、現地調査を行い、周辺地域の価格などを参考に、10アールあたり■円に決定し、両者から了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>各担当委員より報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>

<p>吉田事務局</p> <p>議長</p>	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第44号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号8番から10番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明します。</p> <p>次回の総会は、当初12月16日を予定しておりましたが、他会議等の調整により、12月20日に変更させていただきます。よろしくお願ひ致します。</p> <p>以上です。</p> <p>以上をもって、第16回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>
------------------------	---